

人権相談の現場から

えせ同和行為に関する人権相談

相談 銀行が口座開設時に必要な書類の一覧表を提示し、現在は提出する必要のなくなった書類について提出が不要である旨を伝えずに、提出させてしまった。

銀行側は落ち度があったので謝罪したが、相手方は納得せず、同和の団体名を名乗って不当な要求をしている。

対応

「同和問題はこわい」という誤ったイメージを利用して、会社や個人、官公署などに威圧的な態度で執拗に迫り、高額な書籍を売りつけたり、不当な利益を求めるえせ同和行為は、同和問題に関する誤った意

識を植えつける大きな原因となり、同和問題解決の大きな妨げになっています。

えせ同和行為に遭遇したときは、不当な要求を、「きっぱり」と断りましょう。あいまいな返事をする、いっそう困難な状況になる場合があります。

また、相手の要求を受け入れることが差別の拡大につながります。執拗にえせ同和行為を繰り返す場合は、「今後どうすべきか行政機関に相談する」と伝え、府や市町村、法務局、警察、府暴力追放推進センター、弁護士会などに相談してください。

窓口担当者に対応を任せきりにしてしまうのではなく、組織全体の問題として対応する必要があります。

えせ同和行為等根絶大阪連絡会議

「同和」や「人権」の名をかたり、企業や団体に不当な利益を求める「えせ同和行為」等をなくすため、2007年6月5日、『えせ同和行為等根絶大阪連絡会議』が結成されました。

大阪府内の自治体や企業組織、運動団体等で構成し、会長には、大阪商工会議所会頭 野村明雄さんが就任され、連絡会の事務局として、(財)大阪府人権協会が連絡窓口の役割を担うこととなっています。

えせ同和行為とは、「同和問題はこわい問題であり、できれば避けたい」といった誤った意識を悪用して、何らかの利益を得るために同和問題を口実に、企業や団体に「ゆすり」「たかり」といった不当な要求等を行う行為で、同和問題に対する誤った意識を植えつけ、新たな差別意識を生む要因ともなっています。

連絡会では、えせ同和行為等の根絶に向け、相談体制の確立をはじめ、相談活動、事象の集約、研修・啓発活動等に取り組んでいきます。

相談窓口

- (財)大阪府人権協会 電話：06-6568-2983
(えせ同和行為等根絶大阪連絡会議事務局) 人権相談専用電話：06-6562-4040
- 大阪企業人権協議会事務局(エル・おおさかオフィス) 専用電話：06-6947-0071
- (財)大阪府暴力追放運動推進センター
電話：06-6946-8930(中央相談室) 電話：06-6303-8930(淀川相談室)
電話：06-6646-0893(天王寺相談室) 電話：072-232-8930(堺相談室)
- 大阪法務局人権擁護部 電話：06-6942-9492
- 大阪弁護士会(総合法律相談センター) 電話：06-6364-1248